

意見書（要旨）

道路整備に係る補助率等の 嵩上げ措置の継続を求める意見書

道路は、地域の拠点間等を結ぶネットワークを形成しており、産業活動や地域の生活の支援及び交流の拡大を図るとともに、災害時には命を守るライフラインとして機能するなど、市民生活に欠くことができない。

現在、国においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、補助率等の嵩上げなどがされているが、この措置は、平成29年度までの時限措置である。

補助率等の低減は、自主財源に乏しい地方自治体では死活問題であり、本市においては、大規模災害に対する防災・減災対策など、対応すべき課題を抱えているとともに、現在の道路網計画の整備率も約52%にとどまっており、今後の安全で円滑な道路網の構築にも、大きな影響が及ぶことになる。

よって、国におかれては道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続されるよう強く要望する。

衆・参両議員議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣あて

奨学金制度の充実を求める意見書

国の奨学金事業は、現在、無利子と有利子あわせて、全学生の約4割に利用されているが、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済が大きな負担となる者も増えている。

学習意欲と能力のある若者が、家庭の経済状況にも関わらず進学し、安心して学業に専念できる環境を整備することは、貧困の連鎖を断ち、教育の機会均等を実現するため、政府に対して、次の事項に取り組むことを強く要望する。

- 1 高校生を対象とした給付型奨学金制度の拡充
- 2 無利子奨学金の充実と延滞金の賦課率についての更なる引き下げ
- 3 返還猶予、返還免除、減額返還等の救済制度の周知と拡充及びこれらの制度の柔軟な適用
- 4 奨学金の制度設計や意思決定・運営に当事者、利用者などの参画と情報公開の徹底

衆・参両議員議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣あて

常任委員会

建設経済委員会

■平成28年度一般会計歳入歳出決算認定 ～河川管理費～

Q 地域で行う堤防の草刈りの一部を市が大型機械で代行しているが、現在の体制でどのくらい対応できるのか。

A 以前は地域の方々に120万㎡の草刈りを依頼していたが、現在は、人数計算で1人あたりの面積が100㎡を超えるところ及び急な斜面などの危険箇所は、行政が対応している。120万㎡のうち、危険箇所の約7万5,000㎡を業者に委託して年2回、また、約25万㎡を市職員4人体制で年2回、草刈りを実施し、約32万5,000㎡を軽減している。



大型草刈り機での草刈り

■平成28年度一般会計歳入歳出決算認定 ～防災費～

Q ブロック塀等耐震改修促進事業の進捗状況はどうか。

A ブロック塀の撤去事業は市の全域が対象であり、全量の把握が困難であるため、チラシを作成して周知促進している。国道150号以南の津波避難困難地域については、補助対象187件のうち154件、緊急輸送路沿いは、確認済みの126カ所のうち65カ所が未実施となっている。